

令和3年度 学校人権教育実施状況調査について

心の支援課人権支援係

1 個別の人権課題の取組状況の結果から

(1) 義務教育9年間で学習する時間数

<令和3年度>

学 年	合 計	1	2		3	4	5	6	7	8		9	10	11	12	13			14
		女 性	子 ども		高 齢 者	障 が い 者	同 和 問 題	アイヌの人々	外国 人	感 染 H I V 者 等	元 ハンセン 病 患者 等	出 刑 を 終 え て 出 所 し た 人	犯 罪 被 害 者 等	ネ ッ ト 等 に よ る 人 権 侵 害	北 朝 鮮 拉 致 問 題 に よ る 人 権 侵 害	そ の 他			人 権 一 般
			い じ め	児 童 虐 待 等												L G B T	新 型 コ ロ ナ	左 記 以 外 人 身 取 引 等	
小学1年	19.37	0.32	4.22	0.34	0.76	0.82	0.05	0.02	0.92	0.01	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.16	1.25	0.09	9.47
小学2年	20.15	0.29	4.20	0.24	0.85	0.94	0.08	0.02	1.20	0.02	0.01	0.01	0.03	1.16	0.03	0.28	1.33	0.16	9.31
小学3年	21.60	0.31	4.14	0.36	1.41	1.55	0.11	0.02	1.74	0.01	0.01	0.02	0.04	1.67	0.01	0.19	1.33	0.14	8.54
小学4年	24.29	0.77	3.94	0.56	1.47	2.51	0.21	0.05	1.69	0.04	0.02	0.01	0.03	2.23	0.04	0.38	1.34	0.17	8.84
小学5年	24.35	0.66	3.52	0.83	1.19	2.20	0.46	0.21	1.89	0.09	0.62	0.06	0.07	2.59	0.05	0.48	1.36	0.16	7.94
小学6年	27.73	1.03	3.80	1.18	1.17	1.88	1.91	0.60	2.25	0.42	0.31	0.17	0.12	2.65	0.13	0.63	1.44	0.25	7.80
小学校計	137.49	3.37	23.82	3.51	6.84	9.90	2.82	0.92	9.70	0.59	0.96	0.29	0.28	11.20	0.26	2.11	8.06	0.97	51.90
中学1年	24.81	1.12	2.85	0.79	1.11	2.20	1.74	0.33	2.57	0.12	0.20	0.04	0.09	2.20	0.10	0.96	1.14	0.30	6.94
中学2年	25.96	1.17	2.32	0.72	1.00	2.10	2.99	0.75	2.19	0.17	0.58	0.06	0.16	2.39	0.14	1.02	1.34	0.29	6.57
中学3年	31.17	1.60	2.10	1.34	1.77	2.36	3.15	0.82	2.83	0.88	0.97	0.27	0.34	2.35	0.35	1.14	1.37	0.56	6.98
中学校計	81.93	3.88	7.26	2.86	3.88	6.67	7.88	1.90	7.59	1.17	1.74	0.37	0.59	6.94	0.59	3.12	3.85	1.14	20.49
合計	219.43	7.25	31.08	6.37	10.72	16.57	10.71	2.81	17.28	1.76	2.71	0.66	0.88	18.14	0.85	5.24	11.91	2.11	72.39

<参考：令和2年度>

合計	195.76	6.53	27.76	5.23	9.87	13.15	10.10	2.29	15.17	1.52	2.51	0.37	0.71	14.64	0.60	3.40	12.84	2.56	66.52
----	--------	------	-------	------	------	-------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------	------	------	-------	------	-------

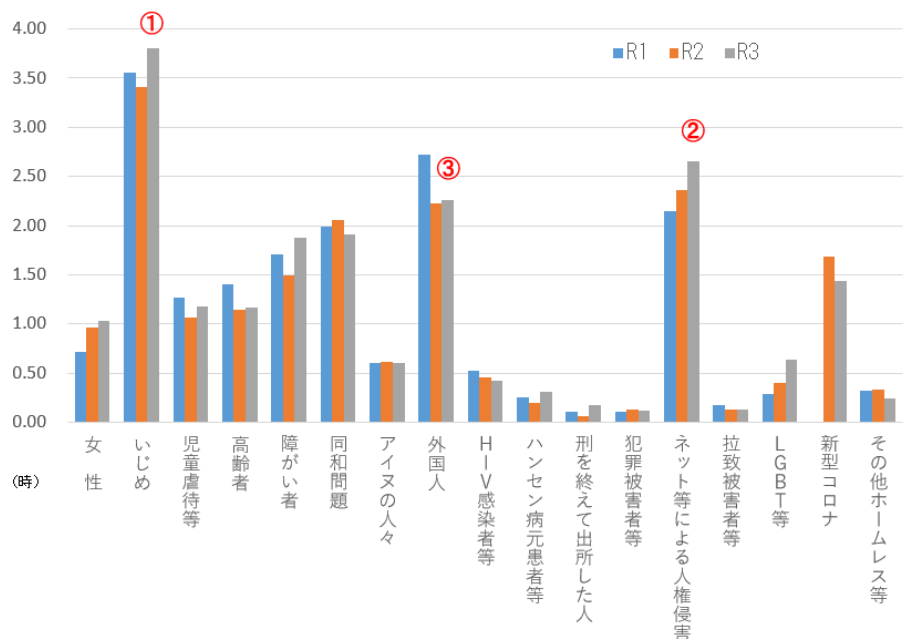
- ・個別の人権課題では、「いじめ」「インターネット・携帯電話等による人権侵害」「外国人」「障がい者」「高齢者」「同和問題」について多くの時間取り上げている。
- ・人権教育を扱う時間の合計は219.43時間と、昨年度から23時間以上増えている。
- ・昨年度に比べ「刑を終えて出所した人」(178%)「LGBT」(154%)は扱う時間数が増えている。
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止のための取組」は、各学年1時間以上扱っているが、昨年度よりも時間数は約1時間減っている。

(2) 1校当たりの個別の人権課題総時間数の平均調査

<小学6年生の傾向>

(単位：時間)

	R1	R2	R3
女 性	0.71	0.96	1.03
いじめ	3.55	3.41	3.80
児童虐待等	1.26	1.07	1.18
高齢者	1.40	1.14	1.17
障がい者	1.70	1.49	1.88
同和問題	1.98	2.06	1.91
アイヌの人々	0.61	0.61	0.60
外国人	2.73	2.23	2.25
HIV感染者等	0.53	0.45	0.42
ハンセン病患者等	0.26	0.20	0.31
刑を終えて出所した人	0.11	0.06	0.17
犯罪被害者等	0.11	0.13	0.12
ネット等による人権侵害	2.14	2.37	2.65
拉致被害者等	0.18	0.13	0.13
LGBT等	0.29	0.39	0.63
新型コロナ	0.00	1.68	1.44
その他ホームレス等	0.32	0.33	0.25
人権一般	7.27	7.01	7.80
計	25.16	25.72	27.73

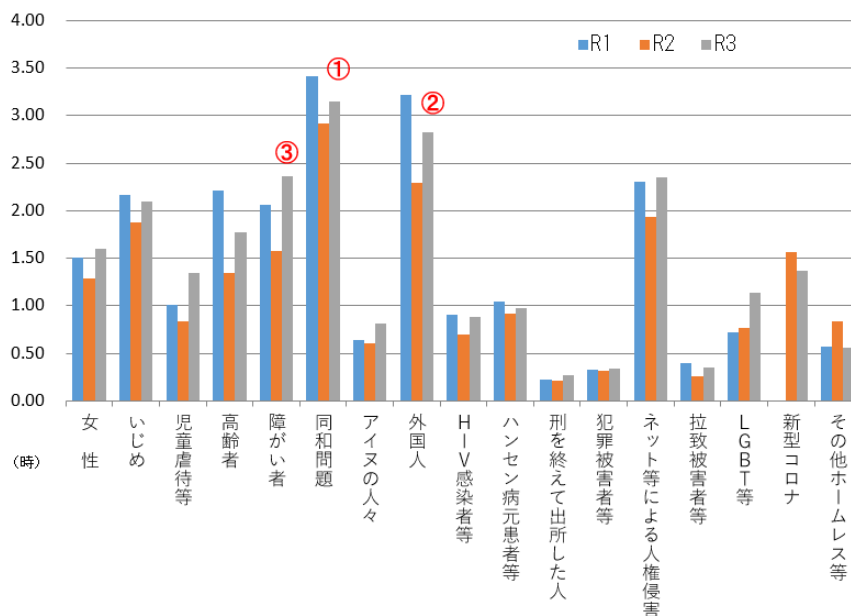


- ・総時間数は 27.73 時間となっており、昨年度よりも約 2 時間増加している。
- ・小学 6 年生の個別の人権課題別時間数として、①「いじめ」②「インターネット・携帯電話等による人権侵害」③「外国人」の順に多く扱われている。人権一般については、7.80 時間扱っている。

< 中学 3 年生の傾向 >

(単位：時間)

	R1	R2	R3
女性	1.51	1.29	1.60
いじめ	2.16	1.87	2.10
児童虐待等	1.02	0.84	1.34
高齢者	2.22	1.35	1.77
障がい者	2.06	1.58	2.36
同和問題	3.41	2.92	3.15
アイヌの人々	0.64	0.60	0.82
外国人	3.22	2.29	2.83
HIV感染者等	0.90	0.70	0.88
ハンセン病元患者等	1.05	0.91	0.97
刑を終えて出所した人	0.22	0.22	0.27
犯罪被害者等	0.33	0.31	0.34
ネット等による人権侵害	2.30	1.94	2.35
拉致被害者等	0.40	0.26	0.35
LGBT等	0.72	0.77	1.14
新型コロナ	0.00	1.56	1.37
その他ホームレス等	0.57	0.83	0.56
人権一般	9.36	6.83	6.98
計	32.06	27.08	31.17

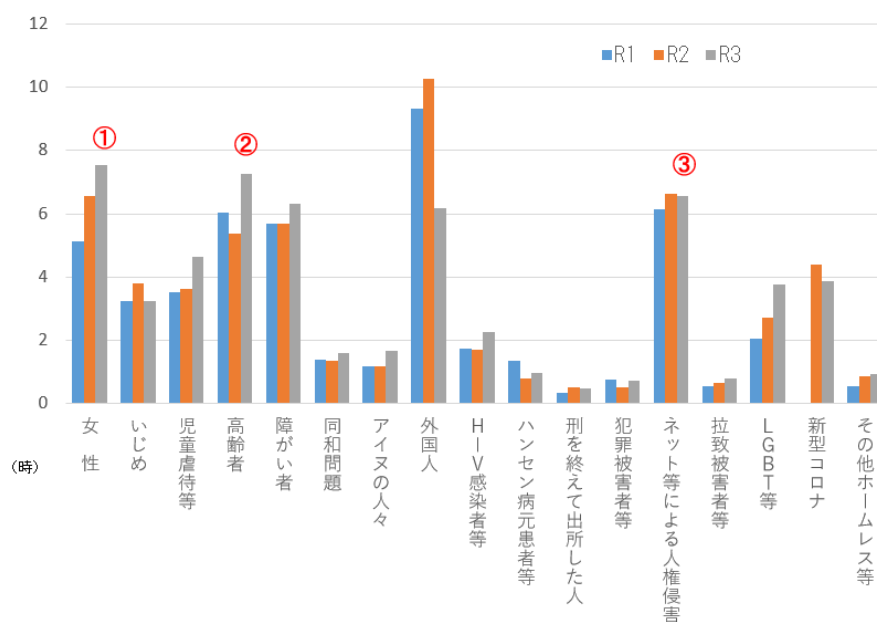


- ・総時間数は 31.17 時間となっており、昨年度より約 4 時間増加している。
- ・中学 3 年生の個別の人権課題別時間数として、①「同和問題」②「外国人」③「障がい者」④「インターネット・携帯電話等による人権侵害」の順に多く扱われている。人権一般は 6.98 時間扱っており、昨年度とほぼ同様である。

< 全日制高校 1～3 年生の合計の平均時数の傾向 >

(単位：時間)

	R1	R2	R3
女性	5.14	6.55	7.53
いじめ	3.24	3.81	3.24
児童虐待等	3.53	3.62	4.65
高齢者	6.03	5.38	7.25
障がい者	5.69	5.68	6.33
同和問題	1.39	1.37	1.59
アイヌの人々	1.17	1.18	1.65
外国人	9.34	10.25	6.19
HIV感染者等	1.75	1.70	2.25
ハンセン病元患者等	1.36	0.78	0.96
刑を終えて出所した人	0.33	0.50	0.47
犯罪被害者等	0.75	0.50	0.72
ネット等による人権侵害	6.14	6.62	6.56
拉致被害者等	0.55	0.64	0.81
LGBT等	2.04	2.71	3.77
新型コロナ	0.00	4.38	3.87
その他ホームレス等	0.56	0.85	0.92
人権一般	19.29	13.66	15.53
計	68.30	70.18	74.27



- ・総時間数は 74.27 時間となっており、昨年度より約 4 時間増加している。
- ・高校 3 年間の個別の人権課題別時間数として、①「女性」②「高齢者」③「インターネット・携帯電

話等による人権侵害」④「障がい者」⑤「外国人」の順に多く扱われている。人権一般は 15.53 時間扱っている。

(3) まとめ

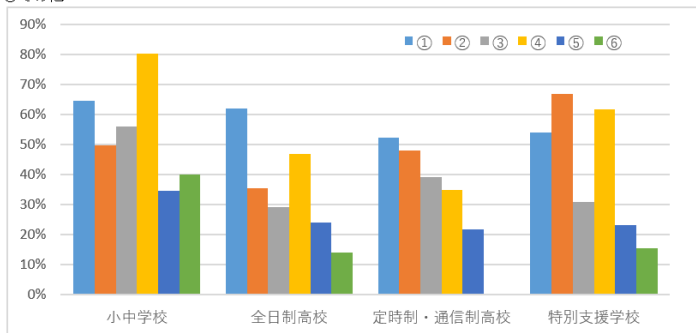
- ・昨年度は新型コロナウイルス感染予防に係る休校措置の影響があり、個別の人権課題に当てる時間数の減少が見られたが、今年度はほぼすべての人権課題について時間数の増加が見られた。
- ・「インターネット・携帯電話等による人権侵害」、「LGBT (性的少数者)」に関わる人権課題については、小中高ともに扱う時間数が増えてきている。どの学校でも指導の必要性が高まっている。
- ・「外国人」については、扱う時間数は多いものの、ここ 3 年間で見ると減少傾向にある。コロナ禍において他の個別の人権課題を扱う時間が増えていることが影響していると思われるが、県の特筆する人権課題であり、これ以上減らないように各学校で意識して扱うように働きかける必要がある。

2 職員研修について

(1) 調査結果

- ・小中学校では、「④体罰の問題…課題のある生徒の背景の理解等の内容」について扱っている学校が多い。
- ・どの学校種でも「①人権一般の普遍的な視点」、「②個別的人権課題」に関する理解については約半数の学校で扱っている。

①人権一般の普遍的な視点(生命尊重、自尊感情、コミュニケーション能力等)に関する理解
 ②個別的人権課題(女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等)に関する理解
 ③児童虐待対応に関する内容
 ④体罰の問題、生徒に対する呼び方や言葉づかい、課題のある生徒の背景の理解等の内容
 ⑤構造的グループエンカウンター、人間関係づくりのワークショップ、現地研修等の体験的な学習
 ⑥家庭・地域と連携した研修(P T A研修会や学社連携による人権フェスティバル等の取組)
 ⑦その他



(2) 学校での取組例

- ・Q-U の調査結果を基に、配慮を要する児童についてその背景にあるものをグループで話し合い理解を深めた。(U小)
- ・職員会議前の 10 分間の中で、現在起きている差別事象や新聞記事を取り上げ、理解を図った。(A中)
- ・地域の宿泊施設経営に携わる方を講師に招き、障がいがある家族の宿泊をあきらめていた客の願いをかなえた取組を紹介していただいた。(K小)
- ・諏訪養護学校より講師を招き、「タブレット・ICT 機器を使ったユニバーサルデザイン」と題して教育的支援を必要とする生徒への理解と指導力向上のための研修を行った。(T高)
- ・独立行政法人教職員支援機構 校内研修シリーズ(動画)の「学校で配慮と支援が必要な LGBTs の子どもたち」を視聴し、LGBTs についての理解を深めた。(S高)

(3) まとめ

- ・「①人権一般の普遍的な視点」「②個別的人権課題」に関する職員研修の充実を図る必要がある。各学校で、係が中心となって人権教育の推進にあたり、どのような職員研修が必要かを決め出し年間計画に位置付けていくことが必要である。
- ・短時間で情報提供を行ったり、動画を視聴する等の工夫した取組を紹介したりして、多くの学校に広めていくようにする。

3 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]や「人権教育推進プラン」が示している取組について実施している学校の割合について

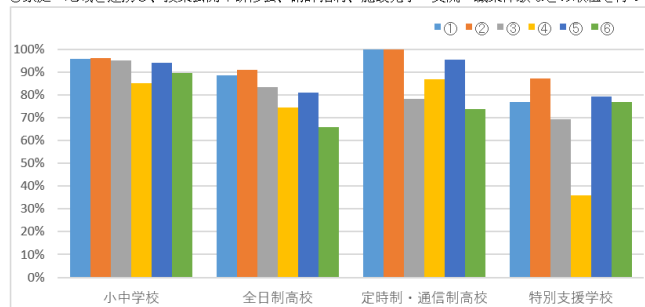
(1) 調査結果

- ・「④人権教育の年間指導計画の作成」については、どの学校種でも比較的割合が低く、特に特別支援学校の割合が低い。

(2) まとめ

- ・「①学校教育目標に人権教育の視点からの内容が示されている」「②人権教育推進のための校内組織が整えられている」については、どの学校種でも100%になるよう、また、「④人権教育の年間指導計画の作成」については取り組みの割合が上がるよう、県から研修会等で呼びかけるとともに、各校が意識して取り組む必要がある。

①学校教育目標に、人権教育の視点からの内容が示されている。
 ②人権教育推進のための校内組織が整えられている。
 ③人権教育の全体計画が作成されている。
 ④人権教育の年間指導計画が作成されている。
 ⑤学校評価の項目に、人権教育の視点からの内容や人権教育の推進に関する内容が位置づいている。
 ⑥家庭・地域と連携し、授業公開や研修会、講師招聘、施設見学・交流・職業体験などの取組を行っている。



4 全校、学年等で実施した人権教育の講演会等について

(1) 調査結果

- ・「めぐみ」視聴学校数 35 校（公立・私立・国立小中高特支学校全体 699 校中 5 %）。

(2) まとめ

- ・令和4年度の、「めぐみ」の動画の活用等、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進についての依頼の通知において、各校で活用いただくよう、通知や学校人権教育研修会等で年間指導計画に動画視聴を位置づけるよう依頼していく。

5 性被害防止のための指導について

A 「長野県子どもを性被害から守るための条例」の中で、「学校の責務」として定められている「子どもの性被害防止のための取組」について、各学校種で実現している項目について

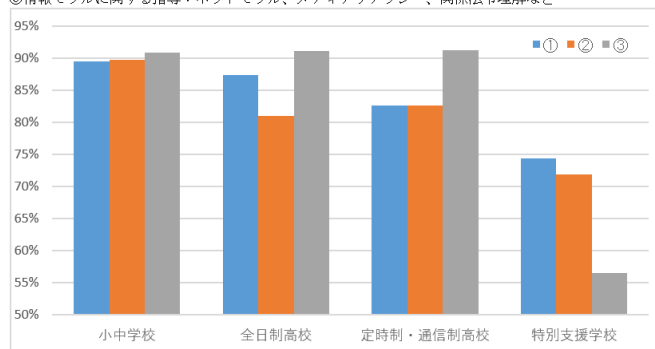
(1) 調査結果

- ・小中高等学校では、「子どもの性被害防止のための取組」が、80%以上の学校で取り組まれている。

(2) まとめ

- ・特別支援学校では、児童生徒の実態に応じながら、更なる指導の充実が図られるよう、県から情報提供し、各学校で意識して取り組む必要がある。
- ・小中高等学校では、情報モラルに関する指導と共に、人権教育、性に関する指導も充実できるよう工夫することも考えられる。
- ・『性被害防止教育キャラバン隊講演会』を実施した場合、①～③すべてに該当する。」ことから、全ての学校種にも、キャラバン隊講演会の活用を呼び掛けていく。

①人権教育：自他の尊重、自己肯定感を育む内容など
 ②性に関する指導：命の尊重、性の自己決定など
 ③情報モラルに関する指導：ネットモラル、メディアリテラシー、関係法令理解など



B 実施した性被害防止のための指導内容についての調査

(1) 調査結果

- ・学校種ごとに発達段階に応じた様々な取組が行われている。

(2) 学校での取組例

- ・6年生に向け、人形劇「がらくた座」に来ていただき、「命のお話」というテーマで性教育を行った。その中で命や体を守るために必要なこととして触れていただいた。(N小)
- ・1、2年生で保健指導として「プライベートゾーン」の学習をした。(N小)
- ・不審者対応訓練の中で、登下校の注意点や不審者に遭遇した時の対処について、長野県警及び中野警察署の生活安全課の方よりロールプレイを交えて全校で学習した。

(H小)

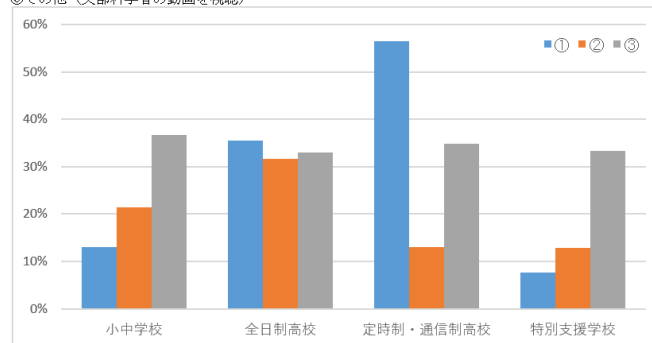
- ・文部科学省「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用した。(K小)
- ・校内トイレ等に電話相談カードを設置した。

(S高)

(3) まとめ

- ・各学校の実態や実情に合わせて取組の充実が図られるよう、取組事例や県からの情報提供を参考にしつつ、各校にて具体的に取組んでいく必要がある。

①「性被害防止教育キャラバン隊講演会」及び講演会の事前事後指導
 ②「ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研修会」の成果を活用した授業・指導等
 ③その他（文部科学省の動画を視聴）



6 性的マイノリティの児童生徒への指導について

A 性的マイノリティについて、これまで扱った内容として該当する項目の調査

(1) 調査結果

- ・小中高等学校では、「①性的指向」「②性自認」の指導は50%以上となっている。「③性表現」「④カミングアウト・アウティング」の指導は30%未満となっている。

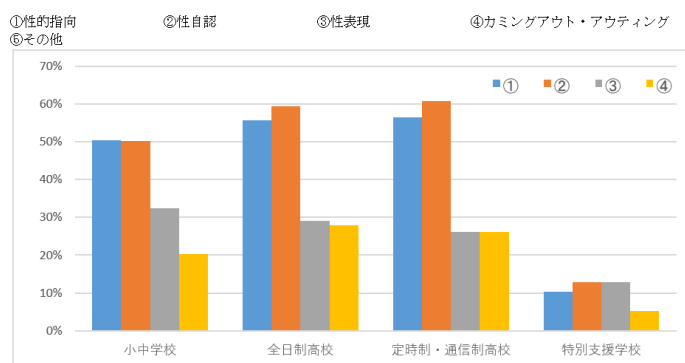
(2) 学校の取組例

- ・法務省配信 人権啓発動画「LGBTを知っていますか」を視聴。(N中)
- ・NPO法人Rebitが作成した中学校向けLGBT教材。(Y中)
- ・「マチルダにはパパが二人」(絵本)など、親が必ずしも男女とは限らないと言ったような事例の読み聞かせ。(T小)
- ・あけぼの：性の多様性について(自分の種類とその性別、「性」って何、一人ひとり違う「性」、セクシャルマイノリティーの悩み)(A中)
- ・男女別の制服について、生徒会において話し合う。(K高)
- ・1学年「家庭総合」の共生社会の学習でLGBTQについて調べ学習をし、発表させた。(A高)

(3) まとめ

- ・全ての項目について、どの学校種でも指導が進むよう、県から情報提供を行っていく。
- ・特別支援学校では、児童生徒の実情に沿いながら、指導の充実が図られるよう、県から情報提供を行い、各学校での取組を呼びかける。

B 性的マイノリティの児童生徒から相談され、対応した取組事例



- ・6年生女子が卒業に向けて中学の制服を買う際、リボンではなくネクタイを着けたという要望を受け、中学と相談の結果、要望を受け入れていただいた。
- ・入学時に、1年生女兒保護者より「男児の身なりを好んでいるので、職員間で共有して欲しい」との申し出があり、職員間のみで共有した。本人は、入学式より髪は短めで、好みの服装で学校生活を送るが、周囲も気にせず生活している。
- ・相談の時間に「女の子であることが嫌だ」と担任に訴えがあった。「親には知らせないで欲しい」というのでスクールカウンセラーを紹介しカウンセリングを行った。当該生徒は気分がスッキリしたようでその後困った様子は見られない。
- ・本人が仲良くしていた子にカミングアウトしたことで、本人と相手の子が不安定になった。本人達の話しを良く聞き、本人が相談していた保護者と今後の対応について話しをした。また、本人の保護者から了解を得て、相手の子の保護者とも話した。現在はわだかまりなく本人を受け止められるようになった。
- ・トランスジェンダーであることをクラスで公表したいという申し出を受け、保護者、医療、本人と幾度も懇談を重ねた上で、本人の意向を尊重して実施したところ、クラスでは自然に受け止めていた。
- ・女子生徒から養護教諭に性について相談があった。生徒は自分の性に違和感をもっていることを親へ打ち明けることができずに悩んでいた。本人と話しながら、養護教諭同席のもと、保護者にカミングアウトする場を設け、本人の気持ちを理解してもらい、医療受診もできた。進学先も前向きに検討している。
- ・男子生徒から「男の子が好き」と相談された。時々保健室で話しを聞きながら対応している。
- ・養護教諭や担任に本人及び保護者からの相談が何件かあった。相談できる外部機関や医療機関を紹介し、実際に性的マイノリティについて話し合う会に参加した生徒や医療機関に受診した生徒がいた。
- ・入学前、制服についての本人による問い合わせから、男女の区別に抵抗感があることが分かり、直ちに保護者、中学校担任、本校の教頭・学年主任・担任・教育相談係での支援会議を開催。入学後の配慮事項、支援の方法について検討し、職員間で情報共有を図った。

7 いじめ等に関する取組について

A 子どもたちが主体となり、いじめの問題に対して取り組んでいる事例

- ・なかよし月間中に、2年生が中心となり、「なかよし郵便」を企画した。自分が感謝を伝えたい人誰でもよいので、感謝の手紙を書いて設置された臨時ポストに投函すると、2年生が仕分けし、配達してくれた。児童会では「いいね週間」を企画し、全校から友だちのよい点を募集した。出されたよい点は、お昼の放送を活用し、全校に放送して伝えた。(N小)
- ・いじめや差別のない社会をつくるために決意宣言を一人ひとりが書き、日めくりカレンダーとしていつでもそのことを意識して生活できるように取り組んでいる。(A中)
- ・児童会本部役員が、市のいじめ根絶子ども会議に参加し、その会議で話し合ったことを校内でお知らせした。異学年でグループを作り、いじめについて話し合い、そのことをまとめ、廊下に掲示した。(O小)
- ・生徒会主催の文化祭の中に、人権学習(いじめについての学習を含む)で学んだことの見聞発表の時間を設け、代表生徒の考えや思いを全校で聞き合った。(S中)
- ・総合的な探究の時間における個人の課題研究で「差別撤廃を目指して」「SNSの誹謗中傷を減らすためには」「誹謗中傷の防止に必要な教育は」をテーマに発表に取り組んだ生徒がいる。(I高)

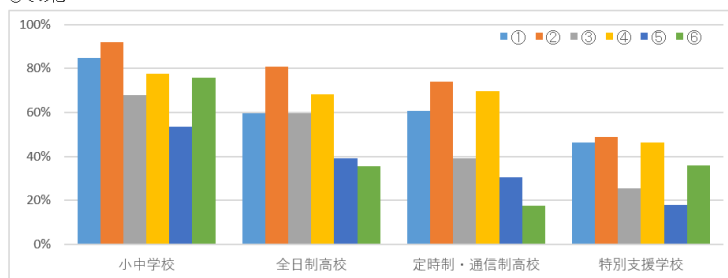
- ・2年探究クラスの生徒による「いじめ」についての研究活動。歴史上、どのようないじめがあり、そしてどのように解決してきたかを調べ、現代にいかせるものはないか考えた。(T高)

B SNSに起因するいじめ等を防ぐことに繋がる取組について

(1) 調査結果

- ・小中高等学校では、②「ネットモラルについての学習」に70%以上の学校で取り組んでいる。
- ・次いで、「①いじめ全般についての学習」、「④SNSの利用方法についての学習」が取り組まれている。
- ・「⑥保護者への啓発、家庭・地域との連携」は、小中学校では80%近く取り組まれている一方、高等学校では40%未満の取組となっている。

①いじめ全般についての学習
 ②ネットモラルについての学習
 ③グループトーク、チャット等での書き込みについての学習
 ④SNSの利用方法(書き込み、課金等)についての学習
 ⑤外部講師を招いての講演会
 ⑥保護者への啓発、家庭・地域との連携(家庭での使用上のルール作り等)
 ⑦その他



(2) 学校の取組例

- ・人権旬間中に、ネット等による誹謗や中傷にかかる実際の出来事を取り上げた校長講話をきっかけに、全校生徒でその原因を討論した。次時には道徳資料を使って、SNS等の功罪と責任ある使い方について、個人やグループで考えた。(H中)
- ・NHKの「いじめノックアウト」を複数回視聴し、それを元にしてクラスで話し合う活動を行った。(K小)
- ・毎週水曜日に「ネットモラルの学習時間」を20分程度とり、VTR教材を視聴しながら学習を行い、意識を高めている。また、全校アンケートを基に生徒会生活委員会で話し合い、SNSに起因したトラブルを起こさないために「T中 SNS 保護者管理下モラル」を作成し、全校で取り組んだ。(T中)
- ・タブレットの日常的な使用にあたり、クラスルームやネットへの誹謗中傷等の書き込みはいじめであり、許される行為ではないこと、法にも抵触するということを学習した。(O小)
- ・授業でチャットを利用している中で、不適切な文言、使い方をした児童がいたときに、利用のルールや読んだ相手の気持ち等を考える時間を取った。(N小)
- ・記入者名ありと記入者名なしで、あるテーマに沿って自分の意見を記述し合った。その際の感じ方を互いに発表し合い、共有した。(R中)
- ・学習用タブレットの持ち帰りを始めるにあたり、SNSに起因するいじめ等を、学校と保護者の両方で高い意識で防いでいくために、学校でのルール、家庭でのルールをきちんと決め、確認し合った。(A小)
- ・タブレット使用等における、いじめに繋がる事柄とマナー・心構えについて、生徒各自が自分と他人とで嫌に思う事柄がそれぞれ違うことについて話し合う。(K高)

(3) まとめ

- ・グループトーク、チャット等での書き込みについての学習への取組がどの学校種でも低かった。具体的な取組について、県から情報提供できるようにしていく。
- ・SNSに起因するいじめ等を防ぐためには、相手の立場に立って考えられる姿勢が大切であり、日常生活の中でのいじめ指導が大切であることから、「①いじめ全般についての学習」や、「④SNSの利用方法についての学習」、特に、端末を使用した書き込みや課金等についての指導が充実するよう

に情報提供を行っていく。

- ・特別支援学校では、児童生徒の実情に沿いながら、指導の充実が図られるよう、県から情報提供を行い、各学校での取組を呼びかけていく。

8 30歳未満の教員等への同和教育推進の取組について

昨年度の調査で、30歳未満の教員が同和教育を進めるに当たって、部落差別についての知識が少ないこと、同和問題を扱った授業経験がないことを不安に思っていることが明らかとなりました。

(1) 30歳未満の教員が同和教育を進めるために取り組んでいることについて学校での具体的な取組

- ・市で行われている人権同和教育研修に必ず参加してもらう。(S小)
- ・市の部落解放同盟協議会の方々との懇談会をもつ。(S小)
- ・教育会主催の研修会や教育事務所主催の研修会に参加することを促し、実際に当事者の話を聞いたり、現地研修をしたりすることで、言葉だけで学ぶのではなく、心で学ぶように支援している。(M中)
- ・30歳未満だけでなく、新任職員は町主催の同和教育研修を受けている。被差別部落出身の方を講師として、町の人権問題の歴史や課題を説明してもらった。(T小)
- ・係が一人で講演会や研修会に参加するのではなく、村主催の講演会に複数の職員が参加するように誘った。複数の職員が参加したことで、講演会後に職員間で共通な話題が持てるようになり、人権教育に対しての情報交換がしやすくなった。(U小中)
- ・草つき穴の現地見学と当地域における部落差別の歴史について、正しい認識がなされるよう講師を招いて研修・懇談を行っている。(H小)
- ・毎年年度当初行う地域研修の行程の中に、必ず差別戒名が残る寺を入れ、住職よりそれに関わる説明を聞くようにし、同和教育の大切さを感じられるようにしている。(S小)
- ・人権教育副読本「あけぼの」を職員に1冊ずつ渡し、職員研修で学んでいる。(K小)
- ・2人担任制を生かし、人権教育の授業を経験豊富な先生をT1とした、TTの授業に取り組んでいる。30歳未満の先生の実践的な研修の場となっている。(H中)
- ・被差別部落や同和問題についての知識があるかどうか教頭が聞いたところ、「あまりよく理解していない…」との返答であったため、概要を説明したり、一緒に考えたりする時間を作るなどした。(M高)

(2) まとめ

- ・30歳未満の先生方に限らず、異動した職員を中心に、地域における部落差別の歴史についての研修に参加しているという取組を行っている学校が多くあった。また、ベテラン職員や同和教育について経験のある職員がアドバイスする、一緒に授業を行う等サポートする取組も多く見られ、関心の高さが窺えた。
- ・若手の先生方を中心に、同和教育についてさらに実践を積みたいというニーズがあるということを受け止め、県としても各校の取組について情報交換できる場を設けていく。